





# プランの基本的な考え方

## 》プラン策定の趣旨

本市では「いすみ男女共同参画プラン」(計画期間:平成24年~平成28年)に基づき、これまで様々な分野における情報提供やワーク・ライフ・バランスの普及促進・子育て・介護への支援等に重点的に取り組んできました。働く女性は増加しているものの、マタニティハラスメント<sup>※2</sup>が社会問題化するなど、女性が働き続けることが難しい状況は継続しています。

また、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、男女共同参画についての意識醸成や仕事と家庭生活の両立のための支援など、数多くの課題が生じています。

国においては、平成27年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。))が制定されるなど、近年、男女共同参画の推進に力を入れています。

千葉県においても、平成28年3月に第4次男女共同参画計画が決定されました。

これを受け、本市においても男女共同参画社会を形成するため、「第2次いすみ男女共同参画プラン」を策定します。

## 》プランの位置付け

男女共同参画社会基本法の理念に基づく計画であり、第4次千葉県男女共同参画計画の基本的考え方や、平成20年3月策定のいすみ市総合計画基本構想を勘案し、本市が男女共同参画社会の実現に向け、基本目標や施策等を定めたものです。

なお、本プランは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「DV防止法」という。))第2条の3第3項及び「女性活躍推進法」第6条第2項の規定に基づく本市における推進計画としても位置付けます。

## 》プランの計画期間

この計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

ただし、この期間においても国や県をはじめ社会情勢の変化に柔軟に対応し、政策を効果的に進めるために、必要に応じて計画の見直しを行います。

## 》プランの基本目標

基本理念に基づき、次の3つの基本目標を定め、施策を展開します。

### 基本目標Ⅰ

男女共同参画社会を目指す意識づくり

### 基本目標Ⅱ

男女が安心して暮らせる環境づくり

### 基本目標Ⅲ

あらゆる分野での男女共同参画の社会づくり



※1 「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。  
仕事と生活の調和が実現した社会とは、一人ひとりやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会とされ、企業にとっては、ワーク・ライフ・バランスを推進することにより、従業員の満足度の向上や優秀な人材の確保につながり、生産性や業績を上げる効果があるといわれる。

※2 妊娠・出産、育児休業等を理由として解雇、不利益な異動、減給、降格など不利益な取扱いを行うこと。「マタハラ」ともいう。



## 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会を目指す意識づくり

### 1 男女の人権の尊重

男女共同参画社会の実現においては、市民一人ひとりの意識が変わることが重要です。今後は固定的性別役割分担意識の解消・しきたり等の見直しについて、情報発信や、講演会、研修会の開催などを通して男女共同平等意識を高め、市民の意識改革を図ることが必要です。

#### (計画の指標)

計画の指標	近況値 (平成28年度)	目標値 (平成33年度)
社会全体における男女の地位の平等意識 「平均になっている」と思う人の割合	18.0%	30.0%
男女の固定的役割分担意識 「男は仕事、女は家庭」という考え方を肯定 する人の割合	33.8%	30.0%

「市民アンケート」

#### 【施策の方向】

- 人権尊重の意識づくり
- 固定的な性別役割分担にとらわれない男女平等の意識づくり

### 2 男女平等教育の推進

近年、LGBT<sup>※3</sup>など性的少数者についての社会的認知が進みつつあり、多様な価値観を持つ人々への理解が促進されるよう取り組みを行う必要があります。

学校教育においては、性別にとらわれることなく、個性を尊重した教育や指導を行うとともに、単に性別による理由だけで子供を差別することがないように、教職員への男女共同参画に関する意識の啓発に努めることが必要です。

#### 【施策の方向】

- 環境の整備・充実
- 男女共同参画の視点に立った教育の推進
- 男女共同参画の視点に立った国際的協調の推進



※3 女性同性愛者(レズビアン)、男性同性愛者(ゲイ)、両性愛者(バイセクシャル)、心と体の性の不一致(トランスジェンダー)の頭文字からなる言葉で、性的少数者の総称のひとつ。

## 基本目標Ⅱ 男女が安心して暮らせる環境づくり

### 1 あらゆる暴力の根絶

#### いすみ市DV対策基本計画

※この目標は、「DV防止法」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画と位置付けます。

セクシュアルハラスメントやストーカー行為<sup>※4</sup>、児童、高齢者、障がい者に対する虐待、配偶者などに対するドメスティック・バイオレンス(DV)<sup>※5</sup>やデートDVなど、あらゆる暴力の防止・根絶に向けて、理解を深めるとともに、相談窓口の周知や相談体制の充実について対策が必要です。

また、被害者の保護、自立支援のため、暴力などに関する情報提供と啓発活動を推進するとともに、県や関係行政機関との連携強化に努め、被害防止のための助言・指導を行うほか、一時保護のための関係機関への引継を適切に行います。



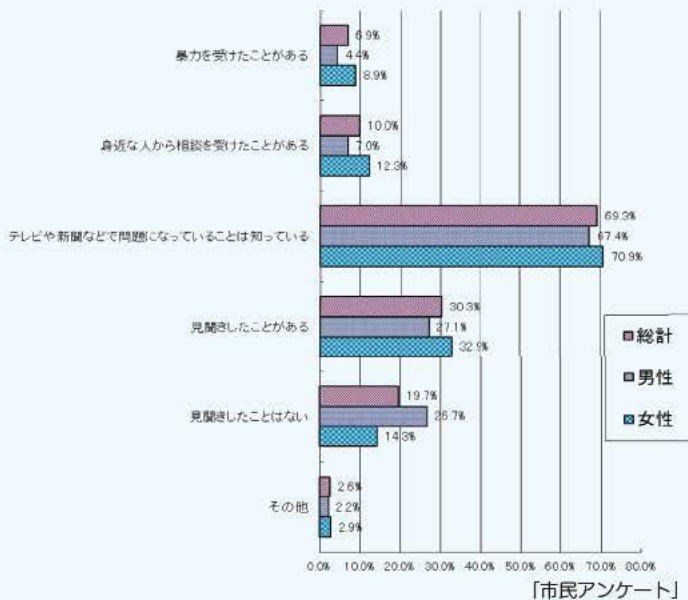
※女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

#### DV相談受案件数の推移

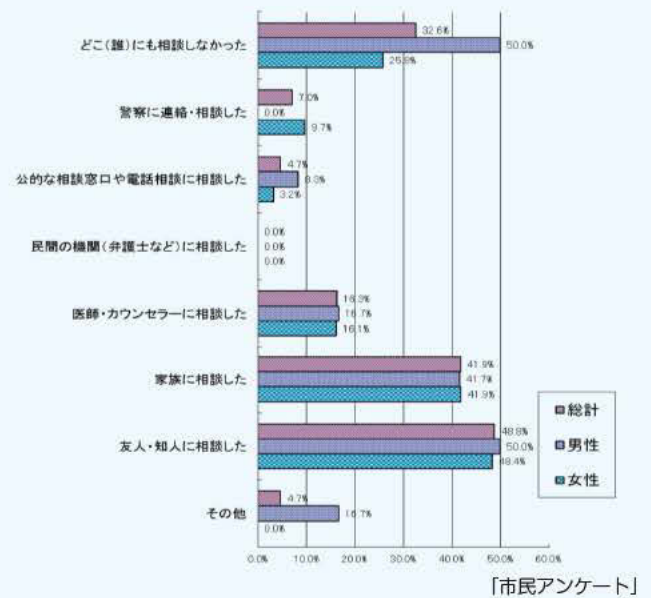
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
いすみ市	1	64	79	93	157
千葉県	5,769	6,860	8,017	9,678	9,375

〔福祉課資料〕

#### DVを経験したり、身近で見聞きしたことがあるか



#### これまでDVについて誰かに打ち明けたり、相談したことがあるか



#### 【施策の方向】

- DVや児童等対策の相談・支援体制の充実
- DV・虐待被害者等に対する広報・啓発
- セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等防止対策の推進

※4 性的な嫌がらせを指す言葉。対象・非対象者の性別については、男性から女性への嫌がらせのみならず、女子から男性、また女性から男性、女性から男性、また同性から同性への嫌がらせも含まれる。

※5 恋人間の暴力を言い、身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的等あらゆる形の暴力が含まれる。

※6 配偶者・パートナーの関係にある又はあった者から振るわれる暴力を言い、身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的等あらゆる形の暴力が含まれる。



## 2 安心して暮らせる環境づくり

すべての人々が献身的、精神的、社会的に良好な状態にあることが求められており、男女が生涯にわたり健康を保持・増進できるようライフステージ<sup>※7</sup>に応じた健康管理体制の充実に努めます。

また、地域の防災力の中核的存在である消防団について、女性の参加を促進します。

### 【施策の方向】

- 健康増進事業・母子保健対策の充実
- 子育て環境の整備
- 家庭・地域における男女共同参画の促進
- こころとからだの健康支援



## 基本目標Ⅲ あらゆる分野での男女共同参画の社会づくり

### 1 就業と環境の整備

#### いすみ市女性活躍推進計画

※この目標は、「女性活躍推進法」第6条2項に基づく市町村推進計画と位置付けます。

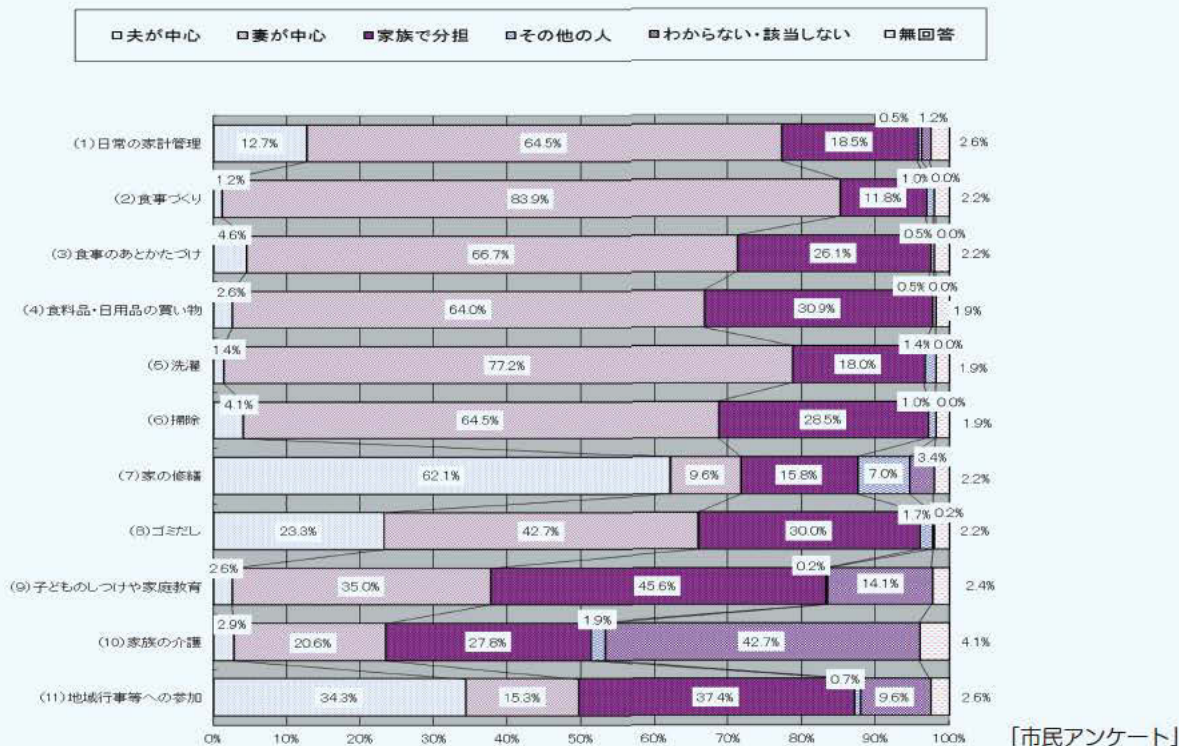
国が推進している「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」<sup>※8</sup>とは、住民一人ひとりが、年齢や性別にかかわらず、やりがいや充実を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、健康を維持し、趣味・学習・ボランティア活動や地域社会への参画等を通じた自己実現を可能とするものです。

また、長時間労働を前提とした従来の働き方を見直すことは、育児・介護も含め、家族が安心して暮らし、家庭的責任を果たす上でも重要であり、企業にとっても生産向上や優秀な人材確保に役立つとされています。

男女間の格差是正のための積極的改善措置(ポジティブ・アクション)<sup>※9</sup>の促進を図ります。



### 日常の家事の分担



※7 人生の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階のこと。

※8 「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

※9 様々な分野において、活動に参画する機会の男女の格差を改善し、実質的な機会均等を実現するため、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供する暫定的な措置のこと。



## (計画の指標)

計画の指標	近況値 (平成28年度)	目標値 (平成33年度)
職場における男女の地位の平等意識 「平等になっている」と思う人の割合	30.5%	40.0%

「市民アンケート」

### 【施策の方向】

- 女性の就業環境の整備
- 労働における男女共同参画促進



## 2 施策・方針過程への参画促進

男女が対等かつ均等に幅広い分野で活躍することができるよう、事業所や各種団体においても女性の登用や参画が促進されるよう積極的に働きかけていく必要があります。

### 【施策の方向】

- 各種審議会・委員への女性の登用



ポジティブ・アクションを推進しています

## 》 プランの推進 《

### 1 推進体制の整備・充実

本プランを推進するためには、行政をはじめ、市民、企業各種団体等がプランに対する理解を深め、あらゆる分野で取り組んでいく必要があります。

庁内においては、プランの実行に際して各課が情報の共有化と連携を図り、職員一人ひとりが男女共同参画の視点に立って、総合的かつ計画的に施策を推進します。

### 2 市民との共創と協働によるプランの推進

男女共同参画社会の形成は、市民と行政との共創と協働により進めることが不可欠です。市民一人ひとりが正しい認識を持つための啓発活動を進めるとともに、市民や企業、団体などとともに取り組みを進めることが必要です。積極的な市民の参画を期待するとともに、様々な分野で活躍する団体や事業者がともに参加し、男女共同参画に関する意見や情報を交換しあい、「いすみ男女共同参画プラン推進懇話会」などの関係機関との連携を図りながら、市民との共創と協働によるプランの推進を図ります。

### 3 国・県等関係機関との連携

国・県等関係機関との連携を図り、相互協力をして効果的な施策の発展を目指します。

また、近隣自治体、千葉県男女共同参画地域推進員<sup>※10</sup>と連携を図り、広域的にプランを推進します。

※10 男女共同参画をはじめとする委員をされている方やさまざまな地域貢献活動等をされている方の中から、適任の方を市が推薦し、県知事の委嘱を受けた者であり、地域において県や市のパイプ役となり、男女共同参画を推薦する活動をしています。

第2次いすみ男女共同参画プランは全文及びアンケート結果をホームページに掲載しています。

発行日 平成29(2017)年

◆発行/いすみ市 企画政策課 〒298-8501 千葉県いすみ市大原7400-1 TEL 0470-62-1382